

改正案		現行	
別表第一（第二条、第三条関係） 一 建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）		別表第一（第二条、第三条関係） 一 建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）	
区分	生活関連施設	一（略）	生活関連施設
	特定生活関連施設		特定生活関連施設
二 社会福祉施設等		二 社会福祉施設等	
1～7（略） 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）を行う事業所、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十九項に規定する福祉ホーム		1～7（略） 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）を行う事業所、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム	
三～十四（略）		三～十四（略）	
二～五（略）		二～五（略）	
項目	整備基準	項目	整備基準
別表第二（第四条関係） 一 建築物（用途面積が百平方メートル未満のもの（以下「小規模建築物」という。）を除く。）に関する整備基準		別表第二（第四条関係） 一 建築物（用途面積が百平方メートル未満のもの（以下「小規模建築物」という。）を除く。）に関する整備基準	

五 便 所	
1	生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル以上のものにおける不特定かつ多数の者（学校教育法第一条に規定する学校（特別支援学校を除く。）にあつては、多数の者。以下この項において同じ。）が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）及び公衆便所は、次に定める基準に適合するよう設けること。 (一) 生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル以上のものにおける不特定多数利用便所は、不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等（以下「不特定多数の者等」という。）が利用する階（当該階において不特定多数の者等が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して次に定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 1 地上出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を一つ以上設ける施設が同一敷地内の当該地上出入口に近接する位置にあるもの (2) 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 (二) 生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル以上のものにおける不特定多数利用便所は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けること。 (三) (一)により不特定多数利用便所

五 便 所	
1	生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル以上のものに設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所のうち、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として一以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ一以上）の便所及び公衆便所（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分）は、次に定める基準に適合するものとする。 (一) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）が設けられていること。 (二) 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。 (三) 多機能便房又は当該多機能便房のある便所の出入口に戸を設ける場合にあっては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (四) 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (五) 多機能便房を設置した旨を、当該多機能便房のある便所の出入口付近にわかりやすい方法で表示すること。 (六) 洗面設備を設ける場合にあっては、レバー式、光感知式等操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備を一つ以上設けること。 (七) 別表第一第一号の表一の項から三の項まで及び五の項の生活関連施設の欄に掲げる施設にあつては、多機能便房の適切な位置に非常通報装置を設けること

を設ける階（以下「便所設置階」という。）ごとに、当該不特定多数利用便所のうち当該便所設置階の床面積に応じた基準数以上の不特定多数利用便所に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）を一以上（当該多機能便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上。②のイ及び四において同じ。）設けること。ただし、②に定める場合は、この限りでない。

① この③本文に規定する基準数（以下「基準数」という。）は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（多機能便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該不特定多数利用便所の数とする。

イ 便所設置階の床面積が一万平方メートル以下の場合
一 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合

二 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合
ハ 当該床面積に相当する数に二万分之一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

② 次のイからニまでのいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該イからニまでに定める便所設置階又は建築物には、基準数以上の不特定多数利用便所に多機能便房を設けることを要しない。

イ 便所設置階が適合地上出

入口のある階であり、かつ、多機能便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該適合地上出入口に近接する位置にある場合

ロ 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき多機能便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

ハ 次に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれに定める場合

(イ) 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち基準数以上の不特定多数利用便所に、男子用の多機能便房を一以上設ける場合

(ロ) 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち基準数以上の不特定多数利用便所に、女子用の多機能便房を一以上設ける場合

ニ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（多機能便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）に床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき多機能便房の数を加えた数（イに規定する施設が同一に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設

3 1の(三)及び(四)に定めるもののほか、1により設ける不特定多数利用便所のうち1以上の不特定多数	に設ける多機能便房（当該多機能便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの多機能便房）の数を差し引いた数）以上の多機能便房（当該多機能便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの多機能便房）を設ける場合 四 公衆便所には、多機能便房を1以上設けること。 2 1の(三)及び(四)により多機能便房を設ける不特定多数利用便所及び公衆便所は、次に定める構造とすること。 一 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。 二 多機能便房又は当該多機能便房のある便所の出入口に戸を設ける場合にあっては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 三 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 四 多機能便房を設置した旨を、当該多機能便房のある便所の出入口付近に分かりやすい方法で表示すること。 五 洗面設備を設ける場合にあつては、レバー式、光感知式等操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備を1以上設けること。 六 別表第一第一号の表一の項から三の項まで及び五の項の生活関連施設の欄に掲げる施設にあつては、多機能便房の適切な位置に非常通報装置を設けること。
---	--

(新設)	(新設)
------	------

利用便所及び公衆便所には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。	4 生活関連施設（公衆便所、自動車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル未満のものに設ける不特定多数利用便所 のうち、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として一以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ一以上）の不特定多数利用便所は、次に定める構造とすること。 (一) (略) (二) (一)の便房及び当該便房のある不特定多数利用便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。 (三) (一)の便房又は当該便房のある不特定多数利用便所の出入口に戸を設ける場合にあつては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (四) (一)の便房及び当該便房のある不特定多数利用便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	5 (五) (略) 生活関連施設（公衆便所を除く。）に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する男性用小便器のある便所の一以上及び男性用小便器のある公衆便所には、手すり等が適切に配置された床置き式の小便器を設けること。	6 別表第一第一号の表一の項、三の項、五の項、八の項及び十二の項の生活関連施設の欄に掲げる施設並びに劇場等、集会場等、運動施設及び展示場で用途面積が二千平方メートル以上のものに設ける	利用便所及び公衆便所には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。
4 生活関連施設（公衆便所、自動車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル未満のものに設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所のうち、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として一以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ一以上）の便所は、次に定める構造とすること。 (一) (略) (二) (一)の便房及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。 (三) (一)の便房又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合にあつては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (四) (一)の便房及び当該便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	3 (五) (略) 生活関連施設（公衆便所を除く。）に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する男性用小便器のある便所の一以上及び男性用小便器のある公衆便所には、手すり等が適切に配置された床置き式の小便器を設けること。	2 生活関連施設（公衆便所、自動車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル未満のものに設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所のうち、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として一以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ一以上）の便所は、次に定める構造とすること。 (一) (略) (二) (一)の便房及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。 (三) (一)の便房又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合にあつては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (四) (一)の便房及び当該便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	1 別表第一第一号の表一の項、三の項、五の項、八の項及び十二の項の生活関連施設の欄に掲げる施設並びに劇場等、集会場等、運動施設及び展示場で用途面積が二千平方メートル以上のものに設ける	利用便所及び公衆便所には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。

	六 駐 車 場
不特定多数利用便所 のうち、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として一以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ一以上）の不特定多数利用便所は、次に定める構造とすること。 (一)（略） (二) 乳幼児のおむつ替えができる設備を備えた便房を一以上設けること。ただし、不特定多数利用便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。 (三)（略） (四) (一)から(三)までに定める便房を設置した旨を、当該便房のある不特定多数利用便所の出入口又はその付近にわかりやすい方法で表示すること。	1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること（共同住宅等の場合及び車いす使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2に定める場合を除く。）。 (一) 不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(一)及び(二)において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (二) 不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を

	六 駐 車 場
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所のうち、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として一以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ一以上）の便所は、次に定める構造とすること。 (一)（略） (二) 乳幼児のおむつ替えができる設備を備えた便房を一以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。 (三)（略） (四) (一)から(三)までに定める便房を設置した旨を、当該便房のある便所の出入口又はその付近にわかりやすい方法で表示すること。	1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を一以上設けると（共同住宅等の場合を除く。）

2|

加えた数

1に定める車いす使用者が駐車
場を利用する上で支障がない場合
は、次に定める場合とする。

(一) 不特定多数利用駐車場が昇降
機その他の機械装置により自動
車を駐車させる構造のもの（以
下「不特定多数利用機械式駐車
場」という。）であり、かつ、
その出入口の部分に車いす使用
者が円滑に自動車に乗降するこ
とが可能な場所が一以上設けら
れている場合

(二) 不特定多数利用機械式駐車場
及び当該不特定多数利用機械式
駐車場以外の不特定多数利用駐
車場を設ける場合であつて、次
に定める基準に適合する場合

(1) 当該不特定多数利用機械式
駐車場の出入口の部分に車い
す使用者が円滑に自動車に乗
降することが可能な場所が一
以上設けられていること。

(2) 当該不特定多数利用機械式
駐車場に設ける駐車施設の数
（当該不特定多数利用機械式
駐車場を二以上設ける場合に
あつては、当該不特定多数利
用機械式駐車場に設ける駐車
施設の総数）及び当該不特定
多数利用駐車場に設ける車い
す使用者用駐車施設の数（当
該不特定多数利用駐車場を二
以上設ける場合にあつては、
当該不特定多数利用駐車場に
設ける車いす使用者用駐車施
設の総数）の合計数が、1の
（一）又は（二）に掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ当該（一）又は
（二）に定める数以上であること
。

(三) 生活関連施設（共同住宅等を
除く。）の増築又は改築（用途
の変更をして生活関連施設（共
同住宅等を除く。）にすること
を含む。以下「増築等」という
。）を行う場合であつて、次に
掲げる場合の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める数以上の車いす
使用者用駐車施設を不特定多数

（新設）

	利用駐車場に設ける場合 (1) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数 イ 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このイ及びロにおいて同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数 ロ 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数 (2) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。 （一）車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設に通ずる適合地上出入口又は適合駐車場出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（4）に定める構造の駐車場内の通路又は次項 1 から 3 まで及び 6 に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 （二）（三）（略） 4 車いす使用者用駐車施設に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路（3）に定める構造の敷地内の通路又は次項 1 から 3 まで及び 6 に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。	(1) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数 イ 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このイ及びロにおいて同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数 ロ 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数 (2) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。 （一）車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設に通ずる適合地上出入口又は適合駐車場出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（3）に定める構造の駐車場内の通路又は次項 1 から 3 まで及び 6 に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 （二）（三）（略） 3 車いす使用者用駐車施設に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路（3）に定める構造の敷地内の通路又は次項 1 から 3 まで及び 6 に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
--	--	---

	七 (略)	施設に至る駐車場の通路は、次 項1、2、3の(一)から(三)まで及び 6に定める構造とすること。											
八 客席	1 公民館、劇場等、集会場等及び 運動施設に固定式のいす席による 客席を設ける場合にあっては、当 該客席内に、次の表の上欄の区分 に応じ、それぞれ同表の下欄に掲 げる人数分以上の車いす使用者が 利用できる部分を設けること。												
<table><tr><td rowspan="2">(削除)</td><td>いす席数</td><td>利用できる車い す使用者の人数</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>四百席以下 の場合</td><td colspan="2">二</td></tr><tr><td>四百席を超 える場合</td><td colspan="2">いす席の総数に 二百分の一を乗 じて得た数(そ の数に一未満の 端数があるとき は、その端数を 切り上げた数)</td></tr></table>			(削除)	いす席数	利用できる車い す使用者の人数			四百席以下 の場合	二		四百席を超 える場合	いす席の総数に 二百分の一を乗 じて得た数(そ の数に一未満の 端数があるとき は、その端数を 切り上げた数)	
(削除)	いす席数	利用できる車い す使用者の人数											
四百席以下 の場合	二												
四百席を超 える場合	いす席の総数に 二百分の一を乗 じて得た数(そ の数に一未満の 端数があるとき は、その端数を 切り上げた数)												
2 1に規定する車いす使用者が利 用できる部分は、次に定める基準 に適合するものとする。													
(一)・(二) (略)													
(三) 床は、平らとすること。													
九 く十五 (略)													
十六 客室	別表第一第一号の表七の項の生活関 連施設の欄に掲げる施設に五十以上 の客室を設ける場合にあっては、 客室の総数に百分の一を乗じて得た 数(その数に一未満の端数があると きは、その端数を切り上げた数)以 上を次に定める構造とすること。												
(一) (略)													

	七 (略)	施設に至る駐車場の通路は、次 項1、2、3の(一)から(三)まで及び 6に定める構造とすること。								
八 客席	1 公民館、劇場等、集会場等及び 運動施設に固定式のいす席による 客席を設ける場合にあっては、当 該客席内に、次の表の上欄の区分 に応じ、それぞれ同表の下欄に掲 げる人数分以上の車いす使用者が 利用できる部分を設けること。									
<table><tr><td>いす席数</td><td>利用できる車い す使用者の人数</td></tr><tr><td>百席以下の 場合</td><td>一</td></tr><tr><td>百席を超え 四百席以下 の場合</td><td>二</td></tr><tr><td>四百席を超 える場合</td><td>いす席の総数が 四百を減じた 数を二百で除し て得た数(小数 点以下一位未満 は、切り上げる ものとする。) に二を加えた数</td></tr></table>			いす席数	利用できる車い す使用者の人数	百席以下の 場合	一	百席を超え 四百席以下 の場合	二	四百席を超 える場合	いす席の総数が 四百を減じた 数を二百で除し て得た数(小数 点以下一位未満 は、切り上げる ものとする。) に二を加えた数
いす席数	利用できる車い す使用者の人数									
百席以下の 場合	一									
百席を超え 四百席以下 の場合	二									
四百席を超 える場合	いす席の総数が 四百を減じた 数を二百で除し て得た数(小数 点以下一位未満 は、切り上げる ものとする。) に二を加えた数									
2 1に規定する車いす使用者が利 用できる部分は、次に定める基準 に適合するものとする。										
(一)・(二) (略)										
(新設)										
3・4 (略)										
九 く十五 (略)										
十六 客室	別表第一第一号の表七の項の生活関 連施設の欄に掲げる施設に五十を超 える客室を設ける場合にあっては、 その一									
上を次に定める構造とすること。 以										
(一) (略)										

(二) 便所は、多機能便房を設け、かつ、五の項2の(一)から(三)まで及び(五)に定める構造とすること。 (三)～(六) (略)
--

二 小規模建築物に関する整備基準

項目	整備基準
一～三 (略)	
四 便所	不特定多数利用便所 のうち、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として一以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ一以上）の不特定多数利用便所は、前号の表五の項4の(一)から(五)までに定める構造（公衆便所（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分）の場合にあつては、多機能便房を設け、かつ、同項2の(一)から(五)までに定める構造）とすること。
五 (略)	

三 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

項目	整備基準
一～五 (略)	
六 便所	1 前年度における一日当たりの平均乗降客数（新設の場合にあつては、一日当たりの平均乗降客数の見込み。2において同じ。）が五千人以上の施設に設ける不特定多数利用便所 のうち、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として一以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ一以上）の不特定多数利用便所は、多機能便房を設け、かつ、第一号の表五の項2の(一)から(六)まで及び5に定め

(二) 便所は、五の項1の(一)から(四)まで及び(六)に定める構造とすること。 (三)～(六) (略)
--

二 小規模建築物に関する整備基準

項目	整備基準
一～三 (略)	
四 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所のうち、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として一以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ一以上）の便所は、前号の表五の項2の(一)から(五)までに定める構造（公衆便所（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分）の場合にあつては、同項1の(一)から(六)までに定める構造）とすること。
五 (略)	

三 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

項目	整備基準
一～五 (略)	
六 便所	1 前年度における一日当たりの平均乗降客数（新設の場合にあつては、一日当たりの平均乗降客数の見込み。2において同じ。）が五千人以上の施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所のうち、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として一以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ一以上）の便所は、第一号の表五の項1の(一)から(七)まで及び3に定める

七 (略)	る構造とすること。 2 1に定めるもののほか、前年度における一日当たりの平均乗降客数が五千人以上の施設に設ける不特定多数利用便所のうち、一以上の不特定多数利用便所には、第一号の表五の項3に定める構造の便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。 3 不特定多数利用便所 で多機能便房を設けていないもの（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分）は、第一号の表五の項4の(一)から(五)まで及び5に定める構造とすること。

四 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

項目	整備基準	一 (略)	二 駐車場	1 駐車場は、次に定める構造とすること。 (一) (略) (二) 車いす使用者用駐車施設は、第一号の表六の項3の(一)から(三)までに定める基準に適合するものとする。 2 (略)

五 (略)

六 公園等に関する整備基準

項目	整備基準	一・二 (略)	三 便所	不特定多数利用便所 を設ける場合にあっては、次に定める構造とすること。 (一) (略)

七 (略)	構造とすること。 (新設) 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所で多機能便房を設けていないもの（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分）は、第一号の表五の項2の(一)から(五)まで及び3に定める構造とすること。

四 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

項目	整備基準	一 (略)	二 駐車場	1 駐車場は、次に定める構造とすること。 (一) (略) (二) 車いす使用者用駐車施設は、第一号の表六の項2の(一)から(三)までに定める基準に適合するものとする。 2 (略)

五 (略)

六 公園等に関する整備基準

項目	整備基準	一・二 (略)	三 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合にあっては、次に定める構造とすること。 (一) (略)

五 (略)	四 駐 車 場 1 不特定多数利用駐車場 には、次の表の 上欄の区分に応じ、それぞれ同表 の下欄に掲げる数以上の車いす使 用者用駐車施設を設けること。 2 車いす使用者用駐車施設は、第 一号の表六の項3の(一)から(三)まで に定める構造とすること。 3 車いす使用者用駐車施設に通ず る出入口から車いす使用者用駐車 施設に至る駐車場内の経路は、第 一号の表七の項6及び第四号の表 二の項2の(一)から(五)までに定める 構造とすること。	(二) 一以上（男子用及び女子用の 区分があるときは、男女共用と して一以上又は男子用及び女子 用としてそれぞれ一以上）の不 特定多数利用便所は、多機能便 房を設け、かつ、第一号の表五 の項2の(一)、(二)、(四)及び(五)並び に5に定める構造とすること。 (三) (二)に規定する不特定多数利用 便所及び当該不特定多数利用便 所に設けられる多機能便房の出 入口には、車いす使用者が通過 する際に支障となる段を設けな いこと。ただし、地形の状況そ の他の理由によりやむを得ない と認められる場合は、傾斜路を 併設した上で、段を設けること ができる。 (四) (二)に定めるもののほか、一以 上の不特定多数利用便所には、 第一号の表五の項3に定める構 造の便房を一以上（当該便房に 男子用及び女子用の区別を設け る場合にあつては、それぞれ一 以上）設けること。
五 (略)	四 駐 車 場 1 不特定かつ多数の者が利用し、 又は主として高齢者、障がい者等 が利用する駐車場には、次の表の 上欄の区分に応じ、それぞれ同表 の下欄に掲げる数以上の車いす使 用者用駐車施設を設けること。 2 車いす使用者用駐車施設は、第 一号の表六の項2の(一)から(三)まで に定める構造とすること。 3 車いす使用者用駐車施設に通ず る出入口から車いす使用者用駐車 施設に至る駐車場内の経路は、第 一号の表七の項6及び第四号の表 二の項2の(一)から(五)までに定める 構造とすること。	(二) 一以上（男子用及び女子用の 区分があるときは、男女共用と して一以上又は男子用及び女子 用としてそれぞれ一以上）の便 所は、第一号の表五の項1の(一) から(三)まで、(五)及び(六)並びに3 に定める構造とすること。 (三) (二)に規定する便所 及び当該便所 に設けられる多機能便房の出 入口には、車いす使用者が通過 する際に支障となる段を設けな いこと。ただし、地形の状況そ の他の理由によりやむを得ない と認められる場合は、傾斜路を 併設した上で、段を設けること ができる。 (新設)